

23 旭川医科大学建設の基本構想

医科大学あるいは大学医学部は、医学教育、医学研究、及び診療の三つの体系から成っているが、旭川医科大学はこの三つの体系が相互に有機的連繫を保ち、総合的に運営され、優秀な信頼される医人を育成する機関として建設される。

I 教 育

1 教育理念

- (1) 高度に進歩した医学知識を修得させ、勝れた臨床医術を修練させる。
- (2) 人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した、信頼し得る、人格高潔な臨床医並びに医学研究者を育成する。

2 教育方針

- (1) 通学課程及び専門課程を通じて、臨床医並びに医学研究者としての基本的要素となる科学的思考力と判断力及び創造力を涵養する。
- (2) 従来みられた進学課程と専門課程の隔壁を排除し、両者を有機的に連繫して、6年間一貫した楔形教育を行なう。
- (3) 医師としての対人教育を行なう。

3 教育の方法と内容

- (1) 学生の入学定員は100名とする。
- (2) 楔形教育の方法として、進学課程において一般教養科目に専門課程の科目のうちの解剖学、生理学、生化学、微生物学を加える。一方一般教養科目の一部を専門課程の前半にまで延長挿入する。
斯くして一般教養と基礎医学を一体とした教育を行ない、進学課程において既に医学生であることを自覚せしめる。
- (3) 基礎医学と臨床医学の関連を密にするために、カリキュラムに両者の専門を統合した総合講義を編入する。
2・3・4年次で基礎医学及び臨床医学の講義を一通り終り、5年次以降は臨床講義と共に臓器別の総合講義を行ない、基礎医学と臨床医学の関係教官が参加してそれぞれの専門分野を担当講義する。このためにも従来の講座単位制を廃止して学年制をとる。6年次は臨床実地指導に重点をおく。
- (4) 臨床医術実習は大学附属病院及び関連教育病院において、少数群臨床指導を行ない臨床医の育成に効果をあげる。
一群の学生数は6名とし、そのうち2名ずつが交替で関連教育病院において臨床指導をうける。
- (5) 学生を講座研究室に導入して、実験・研究の実体を認識させ、セミナーに参加させる。

II 研 究

1 研究の理念

大学においては教育と研究が同等の重さで行なわれ、両者が一体でなければならない。すなわち勝れた研究者は勝れた教育者である筈である。大学における専門教育は所謂“生きた教育、でなければならないが、“生きた教育、は勝れた活発な研究者によってのみ達成される。

2 研究体制

- (1) 進学課程の教官も自由に専門課程の研究者と協力して、幅広い共同研究を行なう。
- (2) 各分野における研究者個人の自由発想による研究と、同時に分野領域を異にする研究者が有機的に協力して、スケールの大きい総合的な目標研究を行なう。これらの研究が能率的に行ない得るように中央研究部制度を設ける。

3 研究方法と内容

(1) 中央研究部を設け、共同利用の精密機械及び設備を整えて、系統的に配置し、合理的な運営により研究者がフルに活用して研究成果を挙げるようにする。

1 講座で購入出来ない精密機械、装置、設備で利用頻度の高いものを若干基設置し、一定管理のもとに効率よく活用する。電子顕微鏡室、超遠心器室、低温室、細胞培養室等を設ける。

(2) 医学研究に絶対欠くことの出来ない動物実験のために一定管理のもとに共同利用の中央動物実験部を設置し、動物利用の実験研究を行なう。

大動物飼育室、中動物飼育室、小動物飼育室、大動物手術室、検疫室、無菌動物室、隔離室、小動物繁殖室、洗滌消毒室、飼料室、機械室等を設ける。

(3) RIセンターを設置し、RI利用の実験研究を行なう。

(4) 全学共通の中央図書館を設け教育・研究に関する図書を完備し、教育・研究の成果を挙げる。

III 診療——附属病院の構想

大学病院の使命は地域社会における医療体系の一環として一般診療に携わると同時に、医学生の臨床教育指導及び卒業医師の研修指導を行なうことにある。従って大学病院は、その機能を充分発揮し、使命を完全に果たすためには、完備した診療施設、設備を整え、合理的且つ能率的な管理運営が行なわれ、優れた臨床医及び診療関係従事者によって最も進歩した診療が行なわれなければならない。

殊に新しい大学は、開かれたる大学として地域社会との交流を密にしなければならないが大学病院もまた、常に地域医療関係者に門戸を開き、診療及び研究の指導的立場に立たなければならない。

病室には次の17診療科を置く。

内科系：内科第1，内科第2，内科第3，精神科，皮膚科，小児科，放射線科(RIを含む)

外科系：外科第1，外科第2，整形外科，産婦人科，眼科，麻酔科，耳鼻咽喉科，泌尿器科，脳神経外科，歯科

1 外来診療

(1) 患者の受入れ方式は原則として紹介制及び予約制とする。但し当初は従来通り、一般外来の方式となろう。

(2) 診療方法

a 総合外来において振り分けられ、次いで各疾患に応じて臓器別の専門別外来において診療が行なわれる。

一般患者は病歴をとられ、学生のポリクリ指導によって選別されるほか、コンピューターによる選別が行なわれる。

b 再来は診断確定までまたは治療経過観察等を行なう場として設けられる。

c 初診料は前納とし、診療費は後納制とする。

2 中央診療施設

診断と治療は密接な関係にあつて、迅速に且つ正確に診断を下し、適正な治療を行なうためには、外来、中央診療部、中央検査部の間に緊密な連携がとられなければならない。設備、施設として次の部門を設ける。

(1) 中央診療部

a 中央手術部門

b ICU部門

c 放射線部門

d 腎センター部門

e 輸血部門

f リハビリテーション部門(理学療法部門)

- i X線診断及び治療
 - ii RI検査及び治療
 - g 分娩部門
 - h 中央滅菌材料部門
 - i 薬剤部門
- (2) 中央検査部
- a 生化学検査部門
 - b 生体機能検査部門
心電図室，筋電図室，脳波室
基礎代謝室，呼吸循環機能室
 - c 病理学部門
剖検室，霊安室
 - d 血液，血清部門
 - e 微生物学部門
 - f 内視鏡部門
 - g 実習指導部門
- (3) 医療社会事業部
- a 社会医療部門
 - b 健康管理相談部門
 - c 公衆衛生相談部門
 - d 予防医学指導部門
 - e 精神衛生相談部門
 - f 妊婦相談部門
 - g 母児相談部門
- 3 病棟
- (1) 病床は600とする。
 - (2) 一看護単位は50床以下とする。
 - (3) 病室は最大4床室とする。
 - (4) 病棟には管理室(看護婦詰所並びに処置室)，看護婦長室，医師当直室，医療器具室，学生の臨床教育のための学生用診察室，教官控室，カンファレンスルームを設置する。
- 4 伝染病棟，精神病棟
- 伝染病患者は院内発生のみ収容する。従って隔離病室は10床程度設けるが伝染病棟は設けない。
- 精神病棟は閉塞式病棟として設ける。
- 5 各種学校
- (1) 看護学校
 - (2) 臨床検査技師学校
 - (3) 診療放射線技師学校
 - (4) 保健婦学校
 - (5) 栄養士学校
 - (6) 助産婦学校
- 6 その他
- (1) 中央病歴室
1患者1カルテ制とし，中央病歴室を設け，病歴カルテ，マイクロフィルムは集中管理制とする。
 - (2) コンピューターセンター
総合情報体制をとり，1一般事務 2医療事務 3総合外来 4物品管理 5薬品管理 6給食管理 7病歴カルテ管理 8検査結果，データ処理にコンピューターを利用する。
 - (3) 放送センター
ビデオ，テレビ放送，テレビカメラを用いて，外科手術，治療，観察などの実況を放送し，研究，教育，診療に利用する。
 - (4) フォトセンター
 - (5) 救急室
大学病院は救急指定病院にはならない。従って救急部は設置しないが，救急室を設けて臨機処置の態勢をとる。
 - (6) 栄養部

(7) サービス部

(8) 託児施設

7 将来計画

(1) 各種学校を統合して短大に昇格させる。

(2) 歯学部及び附属病院を設置する。

(3) 薬学部を設置する。

(4) 特殊研究施設を設置する。

24 国立旭川医科大学建設推進協議会設置要綱（昭和47年3月1日 北海道）

（設置）

第1条 旭川市に設置される国立医科大学の建設を推進するため、道に国立旭川医科大学（仮称）建設推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（担任する事務）

第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

(1) 国立旭川医科大学（仮称）設置に伴う受入れ体制の整備に関する諸対策の企画並びに連絡調整に関すること。

(2) その他国立旭川医科大学（仮称）の受入れ体制の整備に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、会長及び委員若干人をもって構成する。

2 会長は、知事が指名する副知事を、委員は、知事の事務局長の部長のうち知事の指定するものおよび札幌医科大学事務局長をもって充てる。

（会長の職務及び代理）

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

（会議の招集）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

（幹事）

第6条 協議会に幹事若干人を置き、委員を補佐する。

2 幹事は、知事の事務部局および札幌医科大学の関係課長その他の職員のうちから会長が任命する。

3 幹事は、幹事会を構成し、協議会の担任する事務に関し業務の推進および関係部課との連絡調整にあたる。

4 幹事会の会議は、会長の指名する幹事が招集し、および主宰する。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、総務部学事課において処理する。

（会長への委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則

この要綱は、昭和47年3月1日から施行する。

国立旭川医科大学（仮称）建設推進協議会構成

区 分	会長および委員	幹 事
副 知 事	総務部担当副知事	
総 務 部	総 務 部 長	総務部次長・管財課長・地方課長・学事課長
開発調整部	開発調整部長	参事（開発予算）
衛 生 部	衛 生 部 長	医務課長・衛生施設課長
土 木 部	土 木 部 長	総務課長
住宅都市部	住宅都市部長	都市計画課長・宅地課長・住宅課長・工営課長
札幌医科大学	事 務 局 長	庶務課長・附属図書館事務長

25 医科大学（学部）設置審査基準等について（47.5.31大学設置審議会医学専門委員会）

1 年次計画の改訂について

(1) 附属病院について

附属病院については、遅くとも医学部開設年度の年度中に開院し、全診療科が活動しうる状態であることを要する。

したがって、学部開設の前年の秋に実施する現地調査の段階で建物のコンクリート打ちが完了している程度に進捗し、かつ建物内部の各室の配置が確認できる状態であることを要する。

また、上記の計画に応じて医師、看護婦その他の医療技術関係職員が確保されていることを要する。

(2) 校舎について

進学課程校舎、図書館および開設時に就任する教員の研究室は開設時まで完成していることを要する。ただし、開設時に就任する専門課程担当教員の研究室については校舎等施設全体の整備計画上やむを得ない場合であって、かつ研究教育に支障をきたさない場合に限り暫定的に他の施設を使用することがありうるものとする。専門課程校舎およびその他の施設については、学部開設年度中に完成することを要し、学部開設の前年の秋に実施する現地調査の段階でコンクリート打ちが完了している程度に工事が進捗していることを要する。

(3) 教員組織について

進学課程の教員については、開設時に全員就任していることを要する。

専門課程の教員については、各講座の教授は、開設時に就任していることを要する。その他の教員については、遅くとも第3年次に始まるまでに就任することを要する。

(4) 設備について

進学課程用の設備は学部開設の前年の秋に実施する現地調査までに整備することを要する。

専門課程の教育用設備については、第2年次の始まるまでに整備することを要する。（学部開設の前年の秋に実施する現地調査の際には少なくとも全体計画の2分の1以上を購入していることを要する。）

専門課程担当の教員の研究用の設備については、就任予定教員の研究計画に即して確実な整備計画を作成し、各教員の就任時期までに整備する必要がある。

2 審査方法について

医科大学（学部）の設置については、2年にわたる審査を行なう。

ア 開設の前々年度に設置認可申請書（第1次分）を提出させ、私立大学審議会における資金計

画等についての審査と併行して理事長、学長等大学運営の中心となるものの構成、講座主任教授等主たる教員の組織の適否、医師、看護婦その他の医療技術関係職員の確保の見通し、立地条件および建築計画等設置計画の主要な事項について審査を行なう。

この審査結果が判明するまで、校舎建築等に着手しないよう指導する。

イ 上記審査で設置計画を進めて差し支えないと判断されたものについては、医科大学（学部）開設の前年度の6月末日までに設置認可申請書（第2次分。補正書類を含む。）を提出させ設置計画に即して整備状況を審査する。

3 附属病院の規模について

附属病院の規模は、従来どおりの規模を原則とするが、学生の教育にじゅうぶん使用可能な関連教育病院を有する場合は、従来の必要病床数のうち、600床を越える部分について関連教育病院の教育に使用される病床数をもってあてることができるものとする。

なお、関連教育病院の規模・内容等に関する基準、附属病院との関係関係等については、別に定める。

備考 1 この審査基準等は、昭和47年度申請分から適用する。

なお、昭和46年度に設置認可申請のあったもので、現在継続審査中のものについては従前の例による。

2 この審査方法は、歯科大学（歯学部）についても適用する。

3 国立医・歯科大学（医・歯学部）については、予算その他の関係上上記基準と若干異なる取り扱いをすることもありうるものとする。

二年間審査日程

期 間	第1次審査（開設の前々年度）	期 間	第2次審査（開設の前年度）
4. 1日	設置認可申請書締切（第1次分）	6. 末日	事情聴取及び申請締切（第2次分）
4. 中旬	総 会（諮問）	7. 中旬	総 会
4. 中旬	常任委員会（問題点検討） （特別委員会構成）	8 月	専門委員会 （補充教員等の資格判定を行なうとともに教員組織全体の適否について審査）
5～8月	専門委員会 （講座主任教授等主たる教員の組織の適否、教育課程及びその履修方法等審査） 特別委員会（医学及び歯学ごとに） （計画内容審査） （必要に応じ実施調査） （第1次審査結果の判定原案作成）	9～10月	部会又は特別委員会 （施設、設備の整備状況について審査）
9. 中旬	常任委員会 （判定原案調整）	11 月	実地調査
9. 下旬	総会（第1次答申）	12 月上旬	部会又は特別委員会 （書類審査、実地調査結果に基づき設置の可否についての総合審査を行ない判定原案作成）
		12 中旬	常任委員会 （判定原案調整）
		12 中旬	総 会（答申）

26 関連教育病院について（中間報告）

近年の臨床医学の急速な発達、専門分化に伴い充実した臨床医学教育を行なうためには、大学附属病院のほか、大学と連携協力して卒前、卒後における臨床教育にあたる病院（以下「関連教育病院」という。）を設け、その活用を図ることが必要である。

関連教育病院としては、(1)総合病院と連携する場合と、(2)一般病院についてその中で特色のある少数の診療科、または、特殊専門病院と連携する場合とが考えられる。これらの関連教育病院において行なわれる臨床教育については、総合病院の場合では、豊富な症例に接することにより臨床経験の幅が広がること、および、とくに卒前教育では、現在よりさらに少人数のグループ編成による臨床教育が可能となり、大学附属病院における臨床教育とあいまって密度の濃い徹底した臨床教育を行なうことができることなどの教育効果が期待される。また、特殊専門病院または一般病院における特色のある科の場合には、大学附属病院の限られた病床では時には欠けるような症例または長期間の観察を必要とするような症例に接することができ、臨床経験をより深くして医学教育の真髄に一段と迫ることができるであろう。

すでに、関連教育病院についての基本的な問題は、昭和44年に、文部省に置かれた大学病院の基本問題に関する調査研究会の「中間報告」で提起され、また、その他の諸々の場において検討されてきたが、これを実施に移すための具体策の検討はまだまだ尽くされていないうらみがあった。

その後をうけて、本調査研究会は、本年5月に発足し関連教育病院の具体化に関する諸問題を検討してきた。

関連教育病院の果す機能としては、卒前教育と卒後教育の両面が考えられ、しかもこれら両者はたがいに密接に関連しているが、本調査研究会では、とりあえず卒前教育に焦点をしぼり、数回にわたって集中的に審議を重ね、一応の結論を得たので、ここに中間報告として提出する。

なお、この問題は、単に医学教育上のみならず、国民医療にも影響を及ぼす事柄であるため、本調査研究会としては、この中間報告に対し、医学教育関係者、病院関係者その他各方面から意見が寄せられることを期待している。それらの意見を踏まえ、本報告にある事項をも含めて、卒前教育にかかる残余の問題および卒後教育にかかる諸問題についても、更に引き続いて検討を行なう予定である。

昭和47年7月27日

関連教育病院調査研究会

座長 懸 田 克 躬

文部大臣 稲 葉 修 殿

1 関連教育病院における卒前教育の内容および実施方法

卒前の臨床実習のうち、最初に行なわれる基礎的な部分は従来どおり大学で行ない、関連教育病院では、その後の実習の一部を大学と分担して行なうこととすべきである。その際、関連教育病院にゆだね得る臨床実習の部分は、当面、総実習時間のおよそ3分の1程度までとし、関連教育病院で行なわれる教育内容は、大学ではじゅうぶんには行ない得ないたいぐいの教育を含むことが望ましい。

また、教育についての最終的な責任は大学が持つが、教育課程の編成、内容の分担、実施方法その他運営上の諸問題については、大学と関連教育病院の両者から成る協議機関を設けて協議し、決定することが望ましい。その決定に基づき行なわれる実際の教育にあたっては、大学と病院当局および指導医個々人が、組織的に緊密な連絡をとり、学生に適正な指導が行なわれる必要がある。

なお、関連教育病院において学生が履修した実習の最終的な成績評価は関連教育病院が行なった

評価を参考にして、大学が行なうものとする。

2 関連教育病院の具備条件

臨床教育の徹底を期するためには、関連教育病院が診療機関として高度の水準を保つことが前提になるが、その上で教育研究体制も整っていることが必要である。

関連教育病院としては、大別して2種のもの（総合病院と種々の特殊専門病院等）が考えられるが、大学は、一般的には、総合病院を主たる関連教育病院としてもった上で、その他必要に応じて他の関連教育病院をもてばよいと考えられる。とくに、医学部の設置審査基準に示されている大学附属病院の必要病床数の一部にあてられ得る関連教育病院は、総合病院に限るべきである。そのような場合の当該病院に必要な具備条件をあげれば、次のとおりである。

なお、その他の一般病院における特色のある診療科および特殊専門病院と連携する場合の具備条件については、今後あらためて検討する予定である。

- (1) 実働一般病床数300床以上を有し、かつ、病床配分が教育上適正であること。
- (2) 内科、外科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、整形外科、精神科、放射線科および麻酔科（部門）を置き、かつ救急部門を置いていること。
- (3) 中央化された合理的な検査、診療施設を有し、それぞれの施設に指導医が置かれ、かつ、高度の診療に必要な設備および人員を有すること。
- (4) 指導医としての適格性を有し、かつ、卒前医学教育に熱意を有する医師が上記中央的な検査、診療施設に置かれるもののほか、各科少くとも2人以上おり、内科および外科では、専門領域を考慮した配置がなされていて、教育にふさわしい体制が整っていること。
- (5) 診療および教育に必要な適正数の看護要員を有していること。
- (6) 教育および研究に必要な専門図書および雑誌を有し、かつ、毎年じゅうぶんな図書費を計上すること。また、病歴等の資料の管理が適切に行なわれ、情報処理体制が整っていること。
- (7) 学生控室、図書室、諸会議室（カンファレンスルーム等）、研究施設等教育研究用の施設設備を有すること。なお、病室等の面積は、臨床教育をじゅうぶんに行なうにたるだけの広さを有するものであること。
- (8) 病理医を有しており、臨床医と緊密な連携を保ちながら積極的に医療に参与し、症例検討会などを行なって、常に診療の水準を高める態勢にあること。なお、原則として、病院全体としての年間剖検例が30体以上で、かつ、剖検率が30%以上であること。
- (9) 研究体制が整っており、病院内において研究会が随時開かれ、かつ、研究業績の発表が行なわれていること。なお、毎年必要な研究費を計上すること。
- (10) 関連する大学との間の距離は、教育に支障のない範囲内にあること。

3 関連教育病院の審査および具体的な連携

大学附属病院の必要病床数の一部にあてられ得る関連教育病院は、各大学がその候補を選定し、関連教育病院の具備条件に即した資料のほか、大学と関連教育病院の間で取り交す予定の連携に関する取り決め事項をそえて、文部省に置かれる専門の機関に申請し、条件に適ったものについて、連携を行なうこととすべきである。

この場合、専門機関は、毎年関連教育病院の活動状況を調査し、その結果により、関連教育病院の資格を取り消すことがあるものとする。

なお、現行の大学附属病院の必要最低病床数の基準を越えて関連教育病院を設ける場合については、別途検討する。

4 関連教育病院の指導医

関連教育病院は、一定の基準によりその資格を認められた優秀な指導医を容していなければならない。また、大学では、卒前の臨床教育をになう指導医の役割を考慮して、これにふさわしい称号を附与するとともに、指導医が大学内においても教育研究にたずさわることができるよう配慮する

必要がある。

指導医の種類、資格等に関しては、次のとおりとすることが適当である。

(1) 指導医の種類および資格の基準

指導医は、次の基準による3種類とする。

ア 臨床指導教授（仮称）

原則として医師免許取得後10年以上整備された病院における臨床経験を有し、かつ、相応の研究業績があり、教育上の能力があると認められる者

イ 臨床指導助教授（仮称）

臨床指導教授の資格要件に準ずる資格を有すると認められる者

ウ 臨床指導講師（仮称）

原則として医師免許取得後6年以上整備された病院における臨床経験を有し、かつ、相当期間研究に従事しており、教育上の能力があると認められる者

(2) 資格および称号の附与等

各大学は、関連教育病院の審査とともにその指導医の資格審査を文部省に置かれる専門機関で受けて、指導医に対し、上記の称号を附与する。

この場合、指導医は、一定期間ごとに専門機関の再審査を受け、その結果によっては、資格を取り消されることがあるものとする。

なお、指導医は、大学の要請がある場合は、大学において教育を行なうことがあるものとする。

(3) 科学研究費

指導医に対しては、科学研究費の交付対象とすることを考慮する。

5 経費の負担および助成

診療機関に教育機能を付加した場合は、教育研究関係の施設設備を充実し、かつ、教育要員を充実する必要がある。また、関連教育病院として活動するにあたっては毎年教育のために費消する経費が必要となる。

これらの経費の負担は、教育と診療の不可分性および卒前教育と卒後教育の両者を担当する関連教育病院の場合の両者の経費の不可分性から、それぞれの負担区分を明確にすることは困難であり、結局は、大学と関連教育病院の協議により決定すべきことであるが、これに必要な経費は、大学側で相応の負担をする必要がある。

いずれにしても、関連教育病院としての整備および運営に要する経費のすべては、診療報酬のみでは到底賄い得ないものであり、病院の設置者としても、関連教育病院となることによって得られる有形、無形のメリットを考慮して、特段の予算措置を講ずべきではあるが、同時に国の大幅な助成措置が望まれる。そのため、文部、厚生両省その他関係機関は、協力してその実現にあたるべきである。

備考)

関連教育病院（総合病院の場合）の具備条件に関する申し合わせ

(1) 必要病床数について

病床回転率を考慮に入れるものとする。

(3) 中央的な検査、診療施設等の具備について

設備は、「大学病院の設備標準」（昭和41年3月、文部省大学学術局大学病院設備標準の検討に関する会議作成）に掲載のものに準ずるものとする。

(5) 看護要員数について

看護要員数は、特類看護が行なえる体制にあり、かつ、教育補助要員を加えたものとし、その両方を合わせた数が、およそ病床数の1/2程度であることを目途とする。

(6) 図書および図書費について

図書費は、毎年雑誌100種類程度と専門図書を相当程度購入する経費を計上するものとする。

(9) 研究費について

研究費は、国立大学病院教官の場合を参考にし、必要な研究が行なえるだけの経費を計上するものとする。

(10) 関連する大学との距離について

大学との間を1時間以内に移動できる距離にあるものとする。

その他

具備条件の審査にあたっては、疾病別、症度別等の患者統計を考慮に入れるものとする。

関連教育病院に関する調査・研究の実施について（文大医第304号昭和47年5月6日）

1 趣 旨

医学教育の改善に資するため、大学病院と連携協力して学生の教育や卒後教育にあたる病院（以下「関連教育病院」という。）に関する諸問題について調査・研究する。

2 調査・研究事項

調査・研究を行なう事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関連教育病院の機能
- (2) 関連教育病院の具備条件
- (3) 関連教育病院と大学との関係
- (4) その他関連教育病院の推進に必要な事項

3 実施方法

調査・研究は、大学の教授、学識経験者等の協力を得て行なう。

4 実施期間

調査・研究を実施する期間は、昭和47年5月6日から昭和48年3月末日までとする。

5 協力者

調査・研究に協力を求める者は、別紙のとおりとする。

別 紙

氏 名	現 職 名
赤 倉 一 郎	国立栃木病院長
懸 田 克 躬	順天堂大学長
香 月 秀 雄	千葉大学医学部附属病院長
鈴 木 淳 一	帝京大学医学部教授
日 野 原 重 明	聖路加国際病院長代理
古 川 哲 二	九州大学医学部教授
松 尾 正 雄	厚生省医務局長
水 野 肇	医事評論家
諸 橋 芳 夫	国保旭中央病院長
吉 岡 昭 正	順天堂大学医学部助教授
森 亘	東京医科歯科大学医学部教授（大学学術局科学官）

27 市立旭川病院の概要

利用患者の地域別分布

単位 %

地 域 区 分	外 来 患 者	入 院 患 者
市 内	75.4	68.6
上 川 管 内	19.7	18.5
留 萌 管 内	1.0	2.5
宗 谷 管 内	1.3	2.8
網 走 管 内	1.0	3.0
空 知 管 内	1.1	3.5
そ の 他	0.5	1.1
計	100.0	100.0

(昭和52年4月現在)

利用患者数

患 者 数	入 院 患 者	外 来 患 者
47 年 度	172,854	176,615
48 年 度	185,251	186,779
49 年 度	190,636	200,607
50 年 度	186,630	207,383
51 年 度	181,759	216,475

(昭和52年4月現在)

28 国立旭川医科大学の昭和48年開校に関する要望意見書

国立医科大学の旭川市設置については、47年度の国の予算に創設準備費が計上され、現在開校に向かつての諸準備が進められている。

北海道としても、その受け入れ体制の整備に最善を尽くしており、全国一の医師不足の解消と近代医療の充実のため1日も早く開校する必要がある。

よって、政府におかれては、道民の強い期待と医師不足の実態を深く認識され、48年開校の実現をはかられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

昭和47年10月28日

北海道議会議長 杉 本 栄 一

29 財団法人国立旭川医科大学設置協働会寄付行為

昭和47年10月4日付 教総第4,109号指令 北海道教育委員会許可 昭和47年10月20日登記完了

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人国立旭川医科大学設置協働会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター内におく。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、旭川市における国立医科大学の設置について協働援助することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 旭川市における国立医科大学の施設・設備の整備に協力すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(資産の範囲)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初北海道および旭川市の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄付金品等であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて会長が管理する。

2 基本財産のうち現金は郵便局または銀行に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、あるいは国債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分等)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは理事会の議決を経、かつ、北海道教育委員会の承認を受けて、その一部に限り譲渡し、交換し、または担保に供することができる。

(事業経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会の議決を経て毎会計年度開始前に北海道教育委員会に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更も同じとする。

(決算)

第11条 この法人の収支決算は会長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎会計年度終了後3月以内に北海道教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(予算外負担行為)

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、北海道教育委員会の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員、常任幹事および職員

(役員)

第14条 この法人に、次の役員をおく。

理事 11人以上15人以内（うち、会長1人、副会長6人および専務理事1人とする。）

監事 2人

(役員を選任)

第15条 理事および監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長1人、副会長6人および専務理事1人を定める。

(会長、副会長および専務理事の職務)

第16条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 会長に事故があるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、および執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財務の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、理事会および北海道教

育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告を行なうため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

4 役員は、この法人の役員としてその地位にふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合は、その任期中であっても評議員会および理事会の議決により、解任することができる。

(役員給与)

第20条 この法人の役員は、無給とする。

(評議員)

第21条 この法人には、評議員35人以上51人以内をおく。

2 評議員は理事会で選出し、会長が任命する。

3 評議員には第19条の規定を準用する。この場合においては同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第22条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認める事項について助言する。

(常任幹事)

第23条 本会の運営および事業の推進を図るため、常任幹事若干名を置く。

2 常任幹事は、会長が理事会の承認を得て、委嘱する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理させるため、職員をおく。

2 職員は、会長が任免する。

3 常勤の職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会)

第25条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事在任数の3分の1以上から会議の目的および事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を14日以内に招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

第26条 理事会は、理事の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。ただし、当該議事につき、書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 事業計画および収支予算についての事項

(2) 事業報告および収支予算についての事項

(3) その他この法人の業務に関する重要事項で会長において必要と認めた事項

2 前2条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 すべて会議の議事については、議事録を作成し、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印の上これを保存しなければならない。

第6章 寄付行為の変更ならびに解散

(寄付行為の変更)

第29条 この寄付行為は、理事在任数および評議員在任数のおおのの3分2以上の同意を経、かつ、北海道教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第30条 この法人の解散は、理事在任数および評議員在任数のおおのの4分3以上の同意を経、かつ、北海道教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および評議員会の議決を経て、北海道に寄付するものとする。

第7章 補 則

(施行細則)

第32条 この寄付行為の規定を実施するために必要な細則は、理事会の議決によって定める。

附 則

この法人の設立当初の理事および監事は、第15条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事(会長) 廣瀬経一、理事(副会長) 佐藤 貢、理事(副会長) 岩本常次、理事(副会長) 早坂正吉、理事(副会長) 岩倉卷次、理事(副会長) 三好竹勇、理事(副会長) 中村啓一、理事(専務理事) 讚良 博、理事 東条猛猪、理事 森鼻武芳、理事 伊藤義郎、理事 武田三一、理事 山岡清智、理事 盛永 要、理事 五十嵐広三、監事 板垣武四、監事 宮野嘉吉

財産目録

資 産 総 額 金 108,000,000円
基 本 財 産 金 5,000,000円
運 用 財 産 金 103,000,000円

1 基 本 財 産

種 別	金 額	摘 要
現 金	5,000,000円	道 出 資 金 3,000千円 旭 川 市 出 資 金 2,000千円

2 運 用 財 産

種 別	金 額	摘 要
現 金	103,000,000円	道 補 助 金 102,000千円 旭 川 市 補 助 金 1,000千円

30 財団法人国立旭川医科大学設置協力会事業計画

旭川市に設置が予定されている国立旭川医科大学の昭和48年度開校について促進するとともに、施設・設備の整備充実に協力するため次の事業を行なう。

- 1 医学進学課程仮校舎等の整備 260,100千円
昭和48年4月開校のために必要な仮校舎（旭川市北門町9 北海道教育大学旭川分校附属小学校旧校舎）の整備並びに所要の備品の整備を行なう。
 - (1) 仮校舎の改修 20,600千円
木造2階建（一部）
延面積 3,429㎡(1,037坪) 延面積 4,356㎡(1,318坪) — 体育館 561㎡(170坪) 教室その他 3,795㎡(1,148坪)
 - (2) 実習及び研究用機械器具の整備 199,500千円
学生実習機械器具（生物・化学・物理） 622点
研究用機械器具（生物・化学・物理） 6点
基礎学科用機械器具 1,047点
（公衆衛生学・生化学・解剖学など6講座分）
 - (3) 図書の整備 40,000千円
専門図書 5,285冊 一般図書 6,059冊
- 2 教職員宿舎建設用地の取得 162,976千円
教職員宿舎を建設するため、次の用地を取得する。
 - (1) 所在地 旭川市緑が岡2条3丁目3番地（神楽岡団地—ニュータウン）
 - (2) 面積 37,340㎡（11,295坪）
- 3 教職員宿舎の建設 700,000千円
教職員宿舎130戸を建設する。
 - (1) 所在地 旭川市緑が岡2条3丁目3番地（神楽岡団地—ニュータウン）
 - (2) 規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 高層11階建 50戸1棟 中層5階建 20戸4棟
 - (3) 建設計画 建設年次 48年 49年 50年 51年 52年
建設戸数 50戸 20戸 20戸 20戸 20戸 計130戸
- 4 関連教育病院整備事業に対する助成 395,100千円
関連教育病院（市立旭川病院）の整備事業に対し助成する。
 - (1) 補助金交付先 旭川市
 - (2) 補助対象事業
旭川市立病院増改築工事
（病棟・講堂・会議室・研究室）
中央検査部門器械設備・臨床講座関係器械設備、備品・臨床講座関係図書・学術専門雑誌
- 5 医科大学設置への協力 7,000千円
関係機関の医科大学設置準備事業に対し協力する。
 - (1) 関係機関との連絡
 - (2) 医科大学の基本設計
- 6 所要資金の募金
前記事業を達成するため、道内外各界から2年計画で300,000千円の募金を行なう。

31 国立医科大学受入体制整備計画

項 目	事 業 内 容	事 業 費	事 業 主 体		
			北 海 道	旭 川 市	協 力 会
1 大学用地	用地取得 231,603㎡ (70,059坪)	千円 297,700	千円 297,700	千円 —	千円 —
2 看護学院 新 増 設	道立高等看護学院新設 市立病院附属高等看護学院 増設	333,230 76,000	333,230 —	— 76,000	— —
3 基盤整備	上・下水道及び都市ガスの 施設整備	229,000	—	229,000	—
4 関連教育病院 整備事業に対 する助成	関連教育病院（市立旭川病 院）の整備 病棟新築（5階建） 教育、研究施設等の整備	741,200	—	346,100	395,100
5 医進課程 仮校舎等整備	教育大学旭川分校附属小学 校旧校舎改修 実習、研究用機械器具等整 備	260,100	—	—	260,100
6 教職員宿舎 等 整 備	宿舎用地取得 37,340㎡ (11,295坪) 宿舎建設 130戸	862,976	—	—	862,976
7 医科大学 設置への協力	基本設計	7,000	—	—	7,000
合 計		2,807,206	630,930	651,100	1,525,176

32 財団法人国立旭川医科大学設置協力会事業資金募金要項

- 1 目的 北海道は医療機関に恵まれないへん地を数多くかかえており、医師数を調べると全国平均113人に対し、本道は95人ときわめて少なく、無医地区も全道で約800ヶ所という現状であります。今や道民の生命と健康を守るために医療を求める道民の声は切実なものがああります。この道民の強い願望が結実し、昭和47年度の国の予算において、国立医科大学設置のため、創設準備費が計上され、旭川市に単科大学が設置されることになりました。本要項は、この医科大学の早期開校実現をはかるため、地元受入れ体制の整備を行なうに必要な事業資金の一部を募集することを目的といたします。
- 2 募金の目標額 3億円以上といたします。
- 3 募金の種別 (1)会社、団体等を対象とする募金 (2)市町村の助成金 (3)篤志個人申込による募金
- 4 募金の特典 当協力会に対する募金は、所得税法第78条、法人税法第37条に規定する特定寄付金、指定寄付金に該当いたします。
- 5 募金の期間 昭和47年10月4日から昭和49年3月31日までといたします。
- 6 募金取扱銀行 北海道拓殖銀行、北海道銀行、北洋相互銀行、北海道相互銀行の4行といたします。

- 7 募金の納入方法 一括又は分割納入といたします。
- 8 募金の振込手続 募金は財団法人国立旭川医科大学設置協力会当座口座振込申込書により振込みするものといたします。
- 9 その他、募金のご相談については、つぎの募金の受付窓口があたります。
- (1) 道内 財団法人国立旭川医科大学設置協力会、北海道（総務部学事課、支庁地方部振興課）
- (2) 道外 北海道東京事務所・北海道大阪商工事務所・募金取扱銀行の支店

33 財団法人国立旭川医科大学設置協力会役員・評議員・常任幹事名簿

役員名簿

役員	氏名	職歴	在任期間
会長	廣瀬 経一	(旧)北海道商工会議所連合会会頭	昭和 47.10.4—50.10.29
〃	今井 道雄	(旧)北海道商工会議所連合会会頭	50.10.30—現在
副会長	佐藤 貢	北海道産業クラブ理事長	47.10.4—現在
〃	岩本 常次	北海道生産性本部会長	47.10.4—現在
〃	早坂 正吉	北海道農業協同組合中央会会長	47.10.4—現在
〃	岩倉 巻次	北海道木材協会会長	47.10.4—48.6.10
〃	三好 竹勇	北海道水産会会長	47.10.4—53.10.30
〃	中村 啓一	北海道副知事	47.10.4—51.8.21
〃	樫原 泰明	北海道副知事	51.12.8—現在
〃	川端 元治	北海道水産会会長	53.10.31—現在
〃	村上 彦二	北海道木材協会会長	53.10.31—現在
理事 (専務理事)	讃良 博	北海道商工会議所連合会専務理事	47.10.4—48.6.10
〃	遠山 敏男	北海道商工会議所連合会常務理事	48.6.26—53.10.30
〃	高石 敬三	北海道商工会議所連合会理事	53.10.31—現在
理事	東条 猛猪	北海道拓殖銀行会長	47.10.4—現在
〃	森鼻 武芳	北海道銀行頭取	47.10.4—現在
〃	伊藤 義郎	北海道建設業協会会長	47.10.4—現在
〃	武田 三一	北海道医師会会長	47.10.4—50.10.29
〃	山岡 清智	北海道歯科医師会会長	47.10.4—51.3.25
〃	盛永 要	旭川商工会議所会頭	47.10.4—51.8.7
〃	五十嵐 広三	旭川市長	47.10.4—49.12.14
〃	松本 勇	旭川市長	50.4.1—53.10.30
〃	山崎 武夫	北海道医師会会長	50.10.30—現在
〃	高橋 丑太郎	北海道木材協会会長	50.10.30—53.10.30
〃	庄内 宗夫	北海道歯科医師会会長	51.4.8—現在
〃	新谷 市造	旭川商工会議所会頭	51.12.8—現在
〃	坂東 徹	旭川市長	53.10.31—現在
監事	板垣 武四	北海道市長会会長	47.10.4—現在
〃	宮野 嘉吉	北海道町村会会長	47.10.4—50.10.29
〃	芳賀 敏夫	北海道町村会会長	50.10.30—現在

評議員名簿

氏名	職歴	任用期間
阿部英一	北海道信用漁業協同組合連合会会長	昭和 47.10.4—現在
麻里悌三	北海道指導漁業協同組合連合会会長	47.10.4—53.10.30
井上隆夫	北海道町村議会議長会会長	47.10.4—50.10.29
今井道雄	北海道百貨店協会会長	47.10.4—50.10.29
太田寛一	ホクレン農業協同組合連合会会長	47.10.4—現在
越智正六	北海道森林組合連合会会長	47.10.4—現在
大阪谷貞治	北海道証券業協会会長	47.10.4—51.7.25
大谷竜雄	サッポロビール株式会社札幌支店長	47.10.4—53.10.30
金子喜代治	北海道商工会連合会会長	47.10.4—現在
梶浦福督	北海道共済農業協同組合連合会会長	47.10.4—現在
金森勝二	北海道バス協会会長	47.10.4—現在
河関広司	北海道商店街振興組合連合会会長	47.10.4—現在
児玉由一	雪印乳業株式会社社長	47.10.4—48.6.25
柴野安三郎	北海道乗用自動車協会会長	47.10.4—50.10.29
柴田登志雄	旭川市議会議長	47.10.4—50.10.29
志茂慶明	株式会社北酒連社長	47.10.4—49.12.21
寿原九郎	北洋相互銀行会長	47.10.4—現在
瀬戸常蔵	北海道機船漁業協同組合連合会会長	47.10.4—現在
世木沢登	北海道酒造組合会長	47.10.4—49.3.9
高野源蔵	株式会社北海道漁業公社取締役相談役	47.10.4—現在
筒井英樹	北海道市場協会会長	47.10.4—49.3.2
道家斉次	北海道相互銀行社長	47.10.4—49.12.25
長畑博	北海道農業共済組合連合会会長	47.10.4—50.10.29
西田要造	北海道厚生農業協同組合連合会会長	47.10.4—53.10.30
西山勲	北海道信用金庫協会会長	47.10.4—50.10.29
浜森正雄	北海道漁業協同組合連合会会長	47.10.4—48.9.13
原田鼎	新日本製鉄株式会社室蘭製鉄所々長	47.10.4—48.6.25
比内竹太郎	北海道酒類販売株式会社社長	47.10.4—現在
松宮利市	北海道市議会議長会会長	47.10.4—現在
宮北三七郎	北海道信用農業協同組合連合会会長	47.10.4—現在
山本勇	北海道中小企業団体中央会会長	47.10.4—53.3.31
田所一栄	北海道薬剤師会会長	47.10.4—現在
山形良一	北海道医薬品卸商業組合理事長	47.10.4—53.10.30
山谷幸之助	北海道紙パルプ協議会会長	47.10.4—51.6.30
山本庸一	雪印乳業株式会社社長	48.6.26—現在
幸田洋三		48.6.26—50.10.29
大橋富士夫	新日本製鉄株式会社室蘭製鉄所所長	48.6.26—52.6.29
高橋丑太郎	北海道木材協会会長	48.6.26—52.6.29
江守武雄	北海道酒造組合会長	49.3.27—現在
富田嘉市	北海道市場協会会長	49.3.27—現在
兼平純吉	北海道漁業協同組合連合会会長	49.3.27—53.10.30

常任幹事名簿

氏名	職歴	在職期間
向田正勝	北海道経営者協会副会長	昭和 47.10.4—48.6.26
松本隆司	北海道厚生農業協同組合連合会常務理事	47.10.4—現在
小林庸秀	北海道木材協会副会長	47.10.4—48.6.26
山田正	北海道水産会専務理事	47.10.4—現在
吉岡三千夫	北海道建設業協会専務理事	47.10.4—53.11.16
遠山敏男	北海道商工会議所連合会常務理事	47.10.4—48.6.26
菱信吉	北海道医師会事務局長	47.10.4—50.12.25
阿部国夫	北海道歯科医師会事務局長	47.10.4—53.11.16
原田敏雄	旭川商工会議所専務理事	47.10.4—現在
山口孝	北海道市長会事務局長	47.10.4—現在
北越栄三	北海道町村会常務理事	47.10.4—53.11.16
三上顕一郎	北海道総務部長	47.10.4—50.12.25
松本勇	旭川市助役	47.10.4—50.3.13
畑江道俊	北海道木材協会専務理事	48.6.26—現在
高石敬三	北海道商工会議所連合会事務局長	48.6.26—53.10.31
新井正彦	北海道医師会事務局長	50.12.25—現在
菊池正司	北海道歯科医師会事務局長	53.11.16—現在
宮尾盤	北海道総務部長	52.7.22—現在
岡部秀男	旭川市助役	50.3.25—53.11.6
横井保	北海道建設業協会専務理事	53.11.16—現在
稲村博行	株式会社北酒連社長	50.3.13—現在
水出久雄	北海道相互銀行社長	50.3.13—現在
小柳勝人	旭川市議会議長	50.10.30—現在
岩沢靖	北海道乗用自動車協会会長	50.10.30—現在
石林清	北海道商工会議所連合会専務理事	50.10.30—現在
野々川春一	北海道町村議会議長会会長	50.10.30—現在
樋口一至	北海道農業共済組合連合会会長	50.10.30—現在
本間貞雄	北海道信用金庫協会会長	50.10.30—現在
平松英一	北海道百貨店協会事務局長	50.10.30—現在
土川清	北海道紙パルプ協議会会長	51.11.30—現在
上光清	北海道証券業協会会長	51.11.30—現在
磯野員彦	新日本製鉄株式会社室蘭製鉄所所長	53.3.23—現在
竹中善五郎	北海道中小企業団体中央会会長	53.10.31—現在
石崎喜太郎	北海道指導漁業協同組合連合会会長	53.10.31—現在
渡辺文夫	サッポロビール株式会社札幌支店長	53.10.31—現在
清水利信	北海道厚生農業協同組合連合会会長	53.10.31—現在
真鍋五郎	北海道医薬品卸商業組合理事長	53.10.31—現在
遠山敏男	北海道商工会議所連合会常務理事	53.10.31—現在
田中好一	北海道町村会事務局長	53.11.16—現在
藤本寿郎	北海道町村会議長会事務局長	53.11.16—現在
加藤健二郎	旭川市助役	54.3.16—現在
寺田一寿男	北海道総務部長	50.12.26—52.4.1